

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	中央労働災害防止協会	担当部局・担当課室	労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）第8条、第11条	法人類型	特別民間法人	
法人概要	○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体会法に基づき設立された。			
法人の事務・事業の内容	○事務・事業の内容 ①会員間の連絡及び調整 ②事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進 ③教育及び技術的援助のための施設及び運営 ④技術的な事項についての指導及び援助 ⑤機械及び器具についての試験及び検査 ⑥労働者の技能に関する講習 ⑦情報及び資料の収集及び提供 ⑧調査及び広報  【法令に基づき実施可の具体的業務】 (1) 安全衛生教育に従事する指導員養成及び資質向上業務 (2) 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性検査のための業務 (3) 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料収集及び提供並びに広報その他の啓発活動 (4) 一般社団法人又は一般財団法人であって、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対する相談、助言その他の援助			
法人の事務・事業の目的	労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。			
関連する政策目標等	【政策目標】 ・労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ 施策大目標2 2-1）  【指標の目標値等】 ※第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）（以下「第13次防」という。）による。 ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少。 ・死傷災害（休業4日以上労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少。			

	<p>&lt;重点業種別対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業において、労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。</li> </ul>
<p>法人の事務・事業の実績等</p>	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>① ○1号会員である労働災害防止協会について、相互の全国産業安全衛生大会への参画等により実施</p> <p>○2号会員である全国規模の事業主団体との連絡・調整の場として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス業等について、3月に開催し、7団体の参加</li> <li>・小売業等について、3月に開催し、7団体の参加</li> <li>・社会福祉施設及び介護サービス施設について、8月に開催し7団体の参加</li> </ul> <p>○3号会員である都道府県労働基準協会との連絡会議について、地域毎（4地域）で開催し、30団体の参加（コロナ禍で中止の地域あり）</p> <p>② ○全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動、安全衛生教育促進運動及び転倒災害防止プロジェクトについて、主唱し、実施</p> <p>○製造業における安全対策の更なる強化を図るため、製造業安全対策官民協議会を開催するとともに、その成果を「全国産業安全衛生大会」を通じて発信</p> <p>○「全国産業安全衛生大会」について、10月27日から29日までの3日間、東京都千代田区において開催し、4,859名の参加</p> <p>○安全衛生の向上に努めた企業等の表彰について、会長賞（企業1社）、顕功賞（個人4名）、緑十字賞（個人88名、職域2件）を表彰</p> <p>○「緑十字展」（安全衛生保護具、職場環境改善機器等の展示）について、10月27日から29日までの3日間、東京都千代田区において開催し、18,312名の参加</p> <p>③ ○地区安全衛生サービスセンター（7センター、2支所）の設置・運営として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修・セミナーについて、計219回の開催、22,509名の参加</li> <li>・安全衛生技術サービスについて、計3,397件の支援を実施</li> <li>・安全衛生図書等に係る販売</li> </ul> <p>④ ○リスクアセスメント／OSHMS関連事業の推進として、</p> <p>（リスクアセスメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修・セミナーについて、計202回の開催、2,980名の参加</li> </ul> <p>（化学物質管理等に係る関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修・セミナーについて、計72回の開催、1,299名の参加</li> <li>・化学物質管理支援事業における事業場への技術的支援について、53件の支援を実施</li> </ul> <p>（機械設備安全関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修・セミナーについて、計42回の開催、544名の参加</li> <li>・機械設備の安全化に関する事業場への技術指導について、18件の支援を実施</li> </ul> <p>（OSHMS認証事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JISHA方式適格OSHMS認証について、7事業場の新規認証、50事業場の更新認証</li> <li>・ISO45001認証・JIS Q 45100認証について、22事業場の初回審査、42事業場の維持審査、12事業場の更新審査</li> </ul> <p>○ゼロ災運動として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修・セミナーについて、計307回の開催、6,106名の参加</li> </ul>

- ・ ゼロ災運動の個別事業場への指導について、150 事業場の支援を実施
- 心とからだの健康づくり事業の推進として
  - ・ メンタルヘルス関連等の研修・セミナーについて、計 91 回の開催、2,065 名の参加
  - ・ 健康づくり・からだの安全関連の研修・セミナーについて、計 83 回の開催、2,814 名の参加
  - ・ メンタルヘルス・THP の個別事業場への講師派遣について、437 件の支援を実施
  - ・ 中災防ストレスチェックサービスについて、206,443 名に対して実施
- 安全衛生技術サービスとして、地区センターにおいて、
  - ・ 安全衛生診断について、263 件の実施
  - ・ 安全衛生教育について、796 件の実施
  - ・ 安全衛生講演について、161 件の実施

**【補助事業】**

- 中小規模事業場安全衛生活動支援事業（中小割引サービス）
    - ・ 各種研修・セミナーについて、計 779 回、7,108 名に支援
    - ・ 安全衛生技術サービスについて、計 1,280 件に支援
  - 中小規模事業場安全衛生サポート事業
    - ・ 集団支援を 257 回の実施
    - ・ 個別支援を 714 回の実施
  - 中小規模事業場安全衛生相談事業について、2,786 件の対応
- ⑤ ○安全衛生診断において、法令に最低基準が設けられている機械・器具（例えば食品加工用機械や産業用ロボット）の適合をチェック
- ⑥ ○検査業者に所属する検査員に対して特定自主検査の業務を行うための知識・技能を付与する講習「動力プレス機械特定自主検査指針研修」について、7 回、147 名の参加
- ⑦ ○安全衛生に係る図書等の普及として、
  - ・ テキスト・図書・小冊子について、新刊・改訂で 108 冊の発行
  - ・ 用品類（新作ポスター、のぼりほか）について、95 点を企画・開発
- 定期刊行物の発行として
    - ・ 「安全と健康」について、年 12 回の発行
    - ・ 「安全衛生のひろば」について、年 12 回の発行
    - ・ 「安全衛生かべしんぶん」について、年 24 回の発行
  - 「中災防メールマガジン」として、月 2 回の配信
- ⑧ **【委託事業】**
- 職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）の実施として、
    - ・ ばく露実態調査において、①経皮ばく露実態調査を 3 事業場（2 物質）、②経皮吸収が疑われる物質における尿中未変化体分析条件の検討を 3 物質、③橋梁等における塗料剥離除去作業に係るばく露実態調査を 4 事業場、④新たな有害性が認められた物質に係るばく露実態調査を 2 事業場の実施
    - ・ 測定分析手法の検討において、8 物質完了
    - ・ がん原性指针对象物質等に係る保護具及び作業環境測定方法の検討において、検討した 1 物質の継続を確認

○騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討事業の実施として、

- ・ 有識者及び実務関係者で構成する検討会を設置し、7回開催
- ・ 騒音事業場における作業環境測定等を実施し、検討会の中で報告

**【補助事業】**

○労働災害防止に資する調査研究として、

- ・ 「安全対策の経済的評価に関する調査研究」の実施
- ・ 「厚生労働省の3種類のリスクアセスメント指針に関する研修の実施状況と事業場における研修の成果の活用状況について」の実施
- ・ 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の見直し」の実施

**【法令に基づき実施可の具体的業務】**

(1) ○東京・大阪安全衛生教育センターにおいて、安全衛生教育を行うトレーナー等の養成研修について、

- ・ 東京で173回の開催、2,472名の参加
- ・ 大阪で178回の開催、2,305名の参加

(2) ○労働衛生調査分析センター及び大阪労働衛生総合センターにおいて、

- ・ 生体試料の分析について、37,543検体の実施
- ・ 非生体試料の分析について、8,843検体の実施

○事業収入（令和3年度）

① ー

② ○「全国産業安全衛生大会」について、51,315千円  
○「緑十字展」について、114,667千円

③ ー

④ ○リスクアセスメント／OSHMS 関連事業  
・ リスクアセスメント事業について、167,150千円（※）  
・ 化学物質管理等に係る関連事業について、11,325千円（※）  
・ 機械設備のリスクアセスメント関連事業について、16,713千円  
・ OSHMS 認証事業について、166,159千円

○現場力強化のための安全衛生教育事業について、228,223千円（※）

○ゼロ災運動について、148,870千円（※）

○心とからだの健康づくり事業について、289,494千円

○安全衛生技術サービスについて、578,590千円（※）

⑤ ー

⑥ 「動力プレス機械特定自主検査指針研修」について、2,543千円

⑦ ○安全衛生に係る図書等について、2,214,248千円（※）

○定期刊行物について、211,356千円

⑧ ー

	<p><b>【法令に基づき実施可の具体的業務】</b></p> <p>(1) ○東京・大阪安全衛生教育センターについて、419,019 千円</p> <p>(2) ○労働衛生調査分析センター及び大阪労働衛生総合センターについて 356,806 千円</p> <p>「(※)」の記載がある実績・事業収入については、本部及び③の地区センターの事業収入を含んでいる。</p>
<p><b>国からの補助金等</b></p>	<p>別紙のとおり</p>
<p><b>法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</b></p>	<p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、死亡者数は千人を下回るものの、その水準は低いといえず休業4日以上死傷者数については、ここ数年増加傾向にある。中小企業における労働災害発生率等が高止まりしているほか、商業、サービス業、社会福祉施設などにおける災害、高齢労働者の災害が課題となっている。</p> <p>このような状況の中、中小企業などにおいて労働災害防止活動が継続的に推進されるためには、行政の監督指導と連携の下、中央労働災害防止協会をはじめとする労働災害防止団体が教育、技術的援助、情報資料の提供を行うことの重要性は高まっている。</p> <p>法人の事務等については、「労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会」（平成23年11月21日）にて、各項目に対し以下の指摘を受け、平成29年度以降も継続的に見直しを実施している。</p> <p><b>【理事数】</b>理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度に理事数を10名以内にした。</li> <li>・業種・地域等を代表して意見を述べる「幹事」を設けた。</li> </ul> <p><b>【支部】</b>中央労働災害防止協会については、支部を廃止する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度に支部を廃止した。</li> <li>・支部が行っていた中災防事業の広報・問合せ等について、都道府県労働基準協会と業務委託契約を締結した。</li> </ul> <p><b>【会費】</b>会費や会費の使途のあり方を見直す。その際、会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員に対しメールマガジンを配信し、会員専用サイトを開設した。</li> <li>・決算諸表等をホームページに掲載した。</li> <li>・会員割引の周知のほか、ポスター、小冊子等の安全衛生情報の提供、会員専用サイトのコンテンツの充実を行った。</li> </ul> <p><b>【経費節減】</b>業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の抑制管理や支出予算額の削減等により、経費節減を図った。</li> <li>・予定価格100万円以上の契約については、原則競争入札にするほか、ホームページでの入札公告の掲載等を行うこととした。</li> </ul>

	<p><b>【目標管理】</b> 労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。</p> <p>参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、P D C A サイクルにより継続的に事業を改善する。</p> <p>研修等の各種事業を単に HP 等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害防止計画に相応する中期事業計画を平成 30 年に策定し、毎年度業務目標を盛り込んだ事業計画を作成した。</li> <li>・P D C A サイクルによる事業実施を行い、参与や各種研修会等の利用者の意見や要望等を新規の研修等の開発、既存研修等の改善に反映させた。</li> <li>・アウトカム評価報告書を HP で公表し、事業効果を幅広く周知することで利用者の拡大を図った。</li> <li>・中災防のサービスの利用者の声を HP やリーフレット等に積極的に取り入れ、利用者の拡大を図った。</li> </ul> <p><b>【安全衛生調査研究活動】</b> 各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関と労働災害防止に関する情報の共有化を図る。</p> <p>安衛研等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労働災害防止に資する有益な情報を一般にも発信する。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政及び各労働災害防止団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会を開催した（令和 4 年 2 月 7 日）。</li> <li>・安衛研の研究者が全国産業安全衛生大会、研修・セミナー等で講演するなど、労働災害防止に資する有益な情報を発信した。</li> </ul> <p>上記の他、今回の評価対象期間においては、コロナ禍の期間と重なり、厳しい経営環境下での事業運営が求められたことから、コロナ対応の視点も含めて、中央労働災害防止協会の事務・事業に関し、次のような取組を行っている。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小規模事業場対策として、中小規模事業場や業務形態として対面型の研修に参加しにくい事業場向けにオンライン研修等を開始、拡充。</li> <li>・ストレスチェック等について、小規模事業場からの相談についても積極的に対応するほか、web による受検を広報、推進。</li> <li>・収支状況が厳しい中、他の教育機関等の料金設定も踏まえ、研修会受講料の見直しなど収入確保策と、業務・管理経費の合理化による支出見直し。</li> </ul>
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>団体設立の根拠法令である労働災害防止団体会法は、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて、労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして、昭和 39 年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各業種別労働災害防止団体が、昭和 39 年に設立された。</p> <p>死亡災害は、労働安全衛生法令（昭和 47 年法律第 57 号・政令第 318 号・労働省令第 32 号）が施行されて以降の昭和 48 年から令和 3 年までの約 50 年で大幅に減少している（令和 3 年は 867 人。）。また、重点目標である製造業における死亡者数は 137 人で、2017（平成 29）年と比較して約 15%減少してお</p>

	<p>り、第13次防の目標を概ね達成している。</p> <p>その一方で、休業4日以上死傷災害は近年増加傾向にあり、令和3年は対前年比で約1万9千人増の約15万人となった。</p> <p>事故の型別でみると、製造業においては、依然として機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が最多で、全数に占める割合は、死亡者数で約4割、死傷者数で約2割となっている。</p> <p>なお、飲食店や社会福祉施設といった第三次産業においては、労働者数の増加も相まって、転倒や腰痛等の、労働者の作業行動による災害が近年増加の一途を辿っている。</p> <p>このように、労働災害発生件数等が未だに多い状況においては、今後も団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えられる。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>労働災害防止団体は、目下の課題である労働災害防止対策を推進する上で、労働者の安全衛生に対し直接的な責任を有する事業者に対し、国の行う監督指導に加えて自主的な労働災害防止活動への取組を促進させる目的があり、その存在意義は現在も失われていないと考えられる。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>経営基盤が脆弱な中小企業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、かつ、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分ではない。</p> <p>したがって、安全管理士・衛生管理士を中心とした、労働災害対策への支援の取組は、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策に貢献しているものと考えられる。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当する「特別の法律に基づく民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定・平成18年8月15日一部改正）において、その基準の対象を「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人を対象とする。」と定められている。</p> <p>労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を行うこととされており、団体に対しては、指導監督基準等に則って指導を行う。</p> <p>なお、最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により、「総会」と規定されている。</p> <p>ディスクロージャーには、法人が公表する項目に加え、所管官庁がさらにこれらに関する情報について公開することとなっている。</p> <p>「会計基準」には、企業会計原則その他法人の特性に応じ、一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>労働災害防止団体は、事業主による自主的な安全衛生活動を促進させることを目的として組織されており、その活動が労働災害発生防止に対し実効性を期すために、労働災害防止団体法により、その活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である「労働災害防止規程」を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるた</p>

	<p>め、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に遵守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定め、これを遵守させるための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。労働災害防止団体の活動は、前述のとおり事業主による自主的な活動を促進されることを目的としたものであることから、本来ならば国が行う事業として独立行政法人に移行することになじまない。</p> <p>団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による、柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れもある。</p> <p>なお、独立行政法人は、最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の目的、性格にもなじまない形態である。</p> <p>以上の観点から、特別の法律に基づく民間法人が、最も適格な運営形態であると考えられる。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>「社会復帰促進等事業に関する検討会」、「指導監督基準」、団体における厚生労働省補助事業への取組状況に係る報告（補助金交付申請・実績報告等）を通じて、事務・事業の必要性・有効性や、執行体制を確認している。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>政策目標に係る指標の目標とした第13次防においては、計画の目標を、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少</li> <li>・死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少と定めているところである。</li> </ul> <p>また、製造業を「重点とする業種」と位置付けており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させるとしている。</li> </ul> <p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、死亡災害は労働安全衛生法令が施行されて以降の昭和48年から令和3年までの約50年で大幅に減少している（令和3年は867人）。また、重点目標である製造業における死亡者数は137人で、2017（平成29）年と比較して約15%減少しており、概ね目標を達成している状況であった。</p> <p>その一方で、休業4日以上死傷災害は近年増加傾向にあり、令和3年は対前年比で約1万9千人増の約15万人となった。</p> <p>令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の罹患を含む災害が増加したこと、コロナ禍における外出自粛等といった生活様式の変化によりフードデリバリーの需要が拡大し、交通事故に起因する労働災害が増加したこと等、社会情勢の変化を要因としたものが、労働災害の件数増加に影響したとも考えられる。</p>

	<p>このように、労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても、経費削減、目標管理、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組みつつ、社会情勢の変動に合わせて常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画（現在策定中）」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。</p>
備考	

○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	取入額(百万円) (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円)(令和3年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
① 会員間の連絡及び調整 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項		1	合計		0		
			国費				
① 事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動促進 ・全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動、安全衛生教育促進運動及び転倒災害防止プロジェクト ・全国産業安全衛生大会 ・安全衛生の向上に努めた企業等の表彰 ・緑十字展 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第1号		176	合計		166		
			国費				
① 教育及び技術的援助のための施設設置及び運営 ・地区安全衛生サービスセンター（7センター、2支所）の設置・運営 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第2号		(注) 他の該当する項目において併せて計上	合計				
			国費				
① 技術的な事項についての指導及び援助 ・リスクアセスメント/OSHMS関連事業 ・現場力強化のための安全衛生教育事業 ・ゼロ災運動 ・心とからだの健康づくり事業 ・安全衛生技術サービス ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第3号		901	合計		2,316		
			国費	(補助事業) 労働災害防止対策費	695		
① 機械及び器具についての試験及び検査 ・安全衛生診断 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第4号		(注) 安全衛生技術サービスに併せて実施しているため、これに係る収支は区分できない。	合計		同左		
			国費				
① 労働者の技能に関する講習 ・検査業者に所属する検査員に対する講習 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第5号		3	合計		5		
			国費				
① 情報及び資料の収集及び提供 ・安全衛生に係る図書等の普及 ・定期刊行物の発行 ・中防災メールマガジンの配信 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第6号		862	合計		2,425		
			国費				
① 調査及び広報 ・職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査） ・国内外における機械安全規格の調査事業 ・労働災害防止に資する調査研究 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第1項第7号		317	合計		117	21	
			国費	(補助事業) 労働災害防止対策費	16		
① 安全衛生教育に従事する指導員養成及び資質向上業務 ・東京・大阪安全衛生教育センター ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第2項第1号		502	合計		419		
			国費				
① 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性検査のための業務 ・労働衛生調査分析センター ・大阪労働衛生総合センター ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第11条第2項第2号		249	合計		356		
			国費	(委託事業) 職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）	93		
会費収入・雑収入 人件費・管理費・施設設備整備		3,050	合計		323		
			国費	(委託事業) 騒音障害のためのガイドライン見直しに関する検討事業	8	都道府県労働基準協会等	21

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。  
 ※ 支出額のカッコ書きは、他の事務・事業に計上した再掲である。

事務・事業の構造等（平成28年度）

○事務・事業の構造等（令和3年度）

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<令和3年度決算合計>

特別会計 法人合計（百万円）	合計		
	労働保険特別会計	△△特別会計	☆☆特別会計
	812	812	
（補助事業）労働災害防止対策費	711	711	
（委託事業）職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）	93	93	
（委託事業）騒音障害のためのガイドライン見直しに関する検討事業	8	8	

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。